

平成30年3月16日
榎前地区工業団地(東工区)分譲募集要項に係るQ&A

1	Q	安城市内には10年以上本社(事務所)があるが、工場は市外である。対象となるのか？
	A	安城市内で10年以上製造業を営んでいる工場等の移転又は拡張が要件となります。市内の工場等が10年以上稼働していなければ対象外となります。
2	Q	法人を設立する前に個人で事業を行っていたが対象となるのか？
	A	対象となります。 個人事業主として安城市内で10年前から製造業を行っていたことを証する書類を提出してください。
3	Q	融資を受けない場合は、融資証明は添付不要でよいのか？
	A	融資証明は不要となりますが、土地の購入及び建物の建築等が可能な資金を有していることを証する書類を添付してください。
4	Q	各区画の土地の地番を教えてください。
	A	個別にお申し出ください。
5	Q	各区画の寸法が分かる図面を提供してもらえないか？
	A	個別にお申し出ください。
6	Q	(中小企業の場合)企業投資促進事業補助金(新あいち創造産業補助金【Aタイプ】)について常時雇用者25人以上とあるが常時雇用者とはパートも含むのか？
	A	雇用保険法、厚生年金保険法及び健康保険法の被保険者であることを要します。(雇用保険保険等未加入のパートタイマー、派遣労働者及び請負労働者は除きます。)